【特集】

社会関連会計研究の蓄積から読み解く 社会関連会計研究の過去・現在・未来

冨増　和彦

要旨

日本社会関連会計学会学会誌『社会関連会計研究』創刊号から第35号に掲載された論文を「社会関連会計全般」「従業員・付加価値」「環境」「公会計・非営利法人」「各国別」「消費者・製造物責任」「その他」の７分野に分類し，年代別の傾向を明らかにした。そのうえで，最近の学会を取り巻く状況から，社会関連会計研究の未来を検討した。TCFD提言，環境会計ガイドライン，インパクト評価（インパクト投資）などが研究に今後も大きな影響を与えることを確認した。

1　はじめに

ここでは，日本社会関連会計学会創立以来の研究の動向を，学会誌『社会関連会計研究』に掲載された研究論文の内容を分析し，５年間隔での研究の傾向を把握する。そこから学会員の関心領域の変遷を理解し，今後の方向性を考察したい。

これまでに日本社会関連会計学会において，同様の調査が過去に行われている。

（１）　日本社会関連会計学会特別研究プロジェクト（代表：勝山　進）
『日本社会関連会計学会の検証―過去・現在・未来―』最終報告（2010年　第23回大会）
学会創設20年記念事業であり，社会関連会計とは何か，その現状に関して論じられた。『社会関連会計研究』の掲載文献の一覧がある。

（２）　スタディグループ報告（代表：大下勇二）
『日本における社会関連会計研究の態様』最終報告（2011年　第24回大会）
CiNiiを利用して1950年から2010年の間の論文カテゴリー（社会関連，環境会計・監査，公的部門，非営利組織）を調査。また，日本における社会関連会計研究の集中度を独特の「ヤマガミ数」を用いて分析した。そして『會計』『企業会計』『産業経理』における社会関連会計の掲載割合を調査し，会計研究全体における社会関連会計研究のプレゼン

キーワード：TCFD，インパクト評価・インパクト投資（impact assessment/impact investment），環境会計ガイドライン(environmental accounting guidelines)，水素エネルギー(hydrogen energy)

スを調べている。

こうした研究調査から15年ほどが経過しており，現状を知ることにはそれなりの意義はあると考えられる。

2　分類方法

『社会関連会計研究』の創刊号（1991年）から第35号（2023年）までに発表された研究論文，論壇，論説，記念講演をカウント対象とした。スタディグループ報告は対象外とした。分類の見出しは，「社会関連会計全般」「従業員・付加価値」「環境」「公会計・非営利法人」「各国別」「消費者・製造物責任」「その他」の７つである。

「社会関連会計全般」：社会報告，社会関連会計，社会成果，CSR，サステナビリティなど,社会関連会計・報告の全体的枠組みや制度，理論的研究をカウント。

「従業員・付加価値」：付加価値，生産性，従業員，労働分配，余剰計算書などをカウント。

「環境」：自然環境，温暖化に関わるものをカウント。

「公会計・非営利法人」：自治体，非営利組織，地方公営企業に関わるものをカウント。

「各国別」：イギリス，フランス，ドイツ，オランダ，オーストラリアなどの現状，制度，理論に関わるものをカウント。

「消費者・製造物責任」：文字通り。

「その他」：上記以外と思われるものをカウント。

なお，「各国別」や「公会計・非営利法人」は内容別分類ではないので，他の「社会関連」や「従業員・付加価値」「環境」などへ分類は可能であり，今回とは異なる集計もあり得る。

3　分類結果

分類結果は次頁の表のとおりである。

表1　5年ごとの内容

	創刊号～第５号 1991～1993	第６～１０号 1994～1998	第１１～１５号 1999～2003	第１６～２０号 2004～2008	第２１～２５号 2009～2013	第２６～３０号 2014～2018	第３１～３５号 2019～2023	合計
社会関連	8	4	2	5	6	12	11	48
従業員・付加価値	5	2	2					9
環境	1	17	21	14	19	7	9	88
非営利	1		9	5	5	2	6	28
各国	7	1	2	1	2	1	1	15
消費者	1							1
その他	2	4	7	8	5	5	5	36
その他の内容			ステークホルダー、エンゲージメント、社会貢献度				男女賃金格差	

この結果を見ると，おおよそ以下のような傾向が読み取れる。

まず，「社会関連」は一貫して一定の論文数がある。2014年からは増加傾向にある。これは，CSR・サステナビリティ報告のスタンダードや規格，制度が具体化しつつあることが背景にあると思われる。

「従業員・付加価値」は意外なことにタイトルとしては2004年以降，表れていない。「社会関連」「各国」「その他」に含めて議論されている可能性はある。

「環境」も一貫して多い。地球温暖化への対応が，ごく最近のトランプ・アメリカ大統領の出現までは世界的に進んできたことが背景にある。

「公会計・非営利法人」も一定の寄稿がある。利益を直接の目的としない会計は，営利企業における社会的責任・環境責任の会計表現において示唆的であり，本学会においては研究者全体に対して重要な影響ファクターである。

「消費者」は極めて少なく，学会員の関心領域ではない。かつて筆者は，木下・小林他（2004）『新版　現代会計：創造性/学際性/国際性』への寄稿論文において，消費者と環境情報開示の関係を考察したが，消費者の消費行動を環境対応型へ変えるためにどんな情報の開示の仕方が有効か，答は出ず仕舞いであった。難しいテーマである。価格と利益は密接に関連するから，製造原価・売上原価そのものが社会的に「正しい」価格なのか，誰かが問うべきではあろうが，公益事業・公共料金以外の原価情報開示は一般的にタブー視されているので，会計学界全体に，消費者問題を扱うのは相当難しいであろう。

4　社会関連会計の未来―論点の提示―

社会関連会計の未来がどうなるのか，予想することは困難ではあるが，それでもここ数年の重大な出来事について考察し，あり得そうな影響をみてみたい。

4.1　論点１：TCFDから始まる財務報告一体化動向

TCFD：the Task Force on Climate-related Financial Disclosure （2015年１２月に金融安定理事会が設置）は会計へ大きな影響を与えた。一つは，温暖化が企業活動に与えるリスクと機会を把握し，可能な限り貨幣額で可視化せよと迫ったこと，そしてもう一つは，そのようなリスクと機会を説明する場は何か，日本ならば有価証券報告書なのか，それとも制度外で発展してきたＣＳＲ・サステナビリティ報告または統合報告書なのか，アカウンタビリティ（説明責任）をどのように理解すればよいか，この二点であろう。

以下の検証はＴＣＦＤコンソーシアムで提供されている「気候関連財務情報開示に関するガイダンス3.0｛ＴＣＦＤガイダンス3.0｝」（2022年10月）に基づいて行っている（https://tcfd-consortium.jp/pdf/news/22100501/TCFD_Guidance_3.0_J.pdf　参照）

まず，貨幣額での可視化について考察する。

表2　TCFDにより開示が推奨されている産業横断的な指標

項目	概要	単位
GHG 排出量	スコープ 1、スコープ 2、およびスコープ 3 排出量の絶対値、排出強度（原単位）	CO2 換算トン
移行リスク	移行リスクに脆弱な資産または事業活動の金額と程度	金額または割合
物理的リスク	物理的リスクに脆弱な資産または事業活動の金額と程度	金額または割合
気候関連の機会	気候関連の機会と整合した収益、資産、またはその他の事業活動の割合	金額または割合
資本の配分	気候関連のリスクと機会に向けて配分された設備投資、ファイナンス、または投資の額	報告通貨
インターナル・カーボンプライス	組織が内部的に使用した GHG 排出量 1 トン当たりの価格	CO2 換算トン当たりの報告通貨における価格
報酬	気候考慮事項に関連する役員報酬の割合	パーセント、重み付け、概要説明、または報告通貨での金額

（出所）TCFD、2021、気候関連財務情報開示タスクフォースの提言の実施（訳：TCFD コンソーシアム、特定非営利活動法人サステナビリティ日本フォーラム、監訳：長村政明、TCFD コンソーシアム企画委員会）。詳細は同書の表 A2.1（p.79～80）を参照。

https://tcfd-consortium.jp/pdf/news/22100501/TCFD_Guidance_3.0_J.pdf　32ページ。

移行リスク，物理的リスク，気候関連の機会，資本の配分，インターナル・カーボンプライシング，気候関連役員の報酬額について，金額で測定し，開示することが推奨されている。もちろん，移行リスク，物理的リスク，気候関連の機会，資本の配分の金額は，将来発生するかもしれないリスクや機会の中で発生確率が高いと経営陣が判断し，投資家等に早めにアナウンスする必要があると判断された金額であるから，直近の，例えば有価証券報告書のような財務報告において，財務諸表のオンバラス科目の金額に何か修正を施すものではない。財務会計報告は過去・現在情報に基づき行われる。

このような財務情報ディスクロージャーは，リスク・機会に備えたシナリオ分析を行い，可能な限り将来利益を確保・最大化すると表明することである。利益予想をする上でのインパクトは大きい。

次に，こうしたリスク・機会を公表する場について，TCFD提言では「ガバナンス」「リスクマネジメント」いついては全企業が既存の財務報告で開示するよう，推奨している。また，「戦略」と「指標と目標」について，気候関連情報の重要性（マテリアリティ）が高いと考えられる企業は財務報告書に記載することが望ましい，としている。TCFDコンソーシアム3.0の段階では，まだ有価証券報告書でのサステナビリティ開示を強制していなかったが，その後，有価証券報告書でのサステナビリティ開示（気候変動と人的資本・多様性）[1)]が令和５（2023）年１月31日から強制になった。そして，2023年３月期企業から，有価証券報告書でのサステナビリティ開示が適用され始めた。日本の制度会計において，TCFD提言が大きな影響を与えたのである。

なお，TCFD提言は気候関連・温暖化対策に焦点を合わせており，他の自然資本・生態系保全や，人的資本についてはなんら言及していない。それにも関わらず金融庁が率先して「サステナビリティ」全般を対象とする報告枠組みを提示しているのはなぜか？必須アイテムとしては「気候関連」「人的資本・多様性」としているが，「人的資本・多様性」があるのは，OECD諸国の中で日本の男女の雇用形態・待遇格差が大きく，その是正を急ぐ必要があったからであろう。その他のサステナビリティ事象についても，記載することを禁止はしていない。これは，CSR・サステナビリティ報告書の作成・開示企業が優に1,000を超える現状において，制度化されなくても環境など社会関連情報の自主的開示がかなり進んでいることが背景にあると考える。

有価証券報告書でのサステナビリティ開示が進展・普及していくと，自主的開示であるＣＳＲ・サステナビリティ報告は衰退するのであろうか？TCFDの開示ターゲットは投資家であり，有価証券報告書も株主・投資家・証券市場向け情報開示である。それ以外のステークホルダー向けの開示はやはり必要であろうし，有価証券報告書に単にCSR・サステナビリティ報告を挿入しただけでは，双方の情報開示目的からは外れるので，やはり，両方の開示媒体が存立すると考えた方がよい。

それでは統合報告書はどうなるのであろうか？有価証券報告書のサステナビリティ開示強制化以前から統合報告書はそれなりの進展を見せ，今では上場企業の200社以上が作成・開示して

いる。非財務情報を財務情報に何等かの形で「統合」し，投資家の意思決定をより容易にするのが統合報告書の存在意義であるとすると，今回の有価証券報告書のサステナビリティ開示は，同じ方向性のものと思われる。有価証券報告書では金額的な統合まではまだ先の話と思われるが，今後の経緯に注意が必要である。

4.2　論点２：インパクト評価について

インパクト評価は，インパクト投資，インパクト会計など，さまざまに呼称されているが，金融庁のインパクトコンソーシアムではインパクト投資と呼んでいるようである（インパクトコンソーシアム（2025））。2025年６月に同コンソーシアムより，第１期成果報告会の成果物が公表されている。また，本学会においても，例えば水口剛（2024）で議論もなされており，ここでは簡潔にどのような影響が会計にあるのか考察したい。

そもそも，企業の与える社会的コスト・ベネフィットをどのように会計，とりわけ営利企業の会計に取り込むのか，本学会の設立の動機の一つともなった大きな課題である。山上達人（1992）では，「・・・・社会的損益計算書は社会的コストと社会的ベネフィットを対置させその差額として企業が社会に対して貢献した純額（社会的利益）を示すものであり，」と述べている。社会関連会計研究では永遠の追求課題であり，どのような測定方法があるのか，制度的に実現可能な社会条件があるとすればどんな社会なのか，多くの議論がなされてきたが，未だに制度化の域に達するどころか，稀有な事例が少数，あるのみである。なお，環境会計ガイドラインやMFCA:マテリアルフローコスト会計は実務的にかなり普及し，MFCAはISO化もされたので，社会関連会計の中では最も社会に貢献した領域と言えよう。しかし，その測定範囲は，環境会計ガイドラインでの推定的効果の測定[2)]を除けば，実際コストまでである。

社会的コスト・ベネフィットは，記帳せず証憑書類のない金額であるから既存の簿記会計監査システムに取り込むことはかなり困難である。たとえ計算したとして社会的ベネフィットが社会的コストを上回る事例は，化石資源（石油・石炭・天然ガス）を利用したエネルギー・資源（プラスチック樹脂）がライフサイクルで利用される限り，あり得ないであろう。温暖化やマイクロプラスチックの及ぼす社会的コストが膨大な金額になりそうだからである。産業革命以後の温暖化ガス排出積算を考慮すると，どのような会計主体でも化石資源のマイナス値は必ず，多かれ少なかれ，インパクトに計算されるはずで，企業が簿記会計システムを使って利益を計算できるのは，社会的コストを排除する記帳システムがあるからだ，という考えもある。

一方，環境会計ガイドラインがそれなりの普及をみた2000年代初期には，社会的コスト・ベネフィットの測定・報告を意識する主張も見られる。例えば，柴田・梨岡（2006）・(2014）では，環境会計ガイドラインにおいて物量成果（例えばCO2削減量）の測定・公表と，企業が負担した環境コスト（温暖化対策費用など）のみ測定・公表するのは，社会的な影響を考慮すればアンバランスであるから，社会的利益の測定・報告へ，拡張すべきである，と論じている。

環境会計ガイドラインが国際的にＩＦＲＳサステナビリティ開示やＧＲＩスタンダードに実質的に影響があったかどうか，定かではないが，インパクト評価はＭＦＣＡ（マテリアルフローコスト会計）の境界を超えた社会的利益計算に踏み込んだという点では，一連の理論的なつながりは感じられる。ＭＦＣＡとＬＣＣ：ライフサイクルスティングの，実際コストまでか，社会的コストに拡張するのか，と似た議論である。

もう一つ，社会的利益まで拡張は可能であるとして，また別の問題もある。本年公表のインパクトコンソーシアム（2025）でも，市場調査・形成分科会報告書では，Impact Management Platform(IMP)(2023)を引用する形で，多くの場合，企業固有のリスク対応にとどまり，環境や社会全体のシステムとしてのリスク・機会を捉えていないと指摘している（インパクトコンソーシアム（2025））。インパクト評価を実施し公表するのが営利企業である場合，最終的な意思決定主体は取締役・株主であるから，その他のステークホルダーが会社の意思決定過程にいかに関与するのかしないのか，そこが難しい点である。社会的に大きいインパクトが見込まれる投資案件について，国や自治体の補助金が出るのであれば，国民・住民の関与があっても然りであろう。ではそうではない，営利企業主導で行う場合は，ステークホルダー・ダイアログなどを通じてコンフリクトを最小にする努力をするのだろうか？国境の線をまたいで行われる開発はどうなのか？

もちろん，何でもかんでもインパクト評価に解決を求めるのは無理であり，政治的・国際的な対立のある中で，精いっぱいのところをするしかないのであろう。しかし，多国籍に活動しその影響が地球全体に波及する自動車，エネルギー，ＡＩ，医療産業などは，企業の自由と社会の利益との関係を，できるだけ見える化して，本当にそのインパクトだけで済むのか，サステナブルな社会に貢献すると言えるのか，明瞭に語れるのでなければ止めておく，あるいは何らかの政治的手段を通じて市民が止めさせる，という選択肢もあってよいはずではないか？

これまでの人類進化の歴史で，生態系とマッチしていたのは農耕開始以前かもしれない。それ以降は自然環境を改変する力の方が生態系回復力を上回ってしまっているのではないか。例えば，ＡＩのために原子力発電所や火力発電所を沢山新規に作ることは，人類の存続にプラスのインパクトを計上できるであろうか？

実践例としてのインパクト評価について，インパクトコンソーシアムの資料の一つである五十嵐（2025）によると，何社か日本でも実践し公表している。例えばエーザイは価値創造レポート2024において，「社会善の実現と，社会価値を創出していきます」とし，①認知症領域の社会的インパクト（米国），②グローバルヘルス領域の社会的インパクト：ＤＥＣ錠無償提供の社会的インパクト，③従業員インパクト会計：人的投資効率[3)]の３つの領域でインパクト評価を実施し，公表している（エーザイ（2024））。このように積極的・肯定的にインパクト評価が実践可能であることは分かる。インパクト評価について，社会的な理解・合意が得られ，人類のサステナブルな意思決定に貢献できるように期待したい。

4.3　論点３：水素エネルギー，地政学的リスク，メタン排出問題

化石資源に代替するサステナブルなエネルギー源として，水素も期待の大きいものの一つである。ただ，水を電気分解して水素を得るのであれば電気が必要で，その電力がソーラーか風力，バイオマスのような，再生可能で環境汚染・被害の小さいエネルギー源でなければ代替する意味はない。そこで，再生可能エネルギーで得られる「グリーン水素」を将来，地球全体で供給可能なのか，その時代に日本はどうなるのか，触れておきたい。

経済産業省水素基本戦略（2023年）では，2030年までに供給量を現在の1500倍に，現状100円/Nm^3を2030年までに30円/Nm^3，将来的には20円/Nm^3の価格に引き下げ，ガソリン・ＬＮＧと同程度の価格とする計画が掲げられている。これはグリーン水素だけに限らず，化石燃料を水の電気分解エネルギーに利用するブルー水素（出たCO2ガスは回収・貯留・利用），グレー水素（出たCO2はそのまま大気へ放出）も含んだ目標である。技術開発の進展は目覚ましいものがあるが，ウクライナ情勢，アメリカの脱炭素政策の大幅な転換等により相当厳しい計画である。

グリーン水素の製造は，ソーラー発電・風力発電の立地場所やその後の水素輸送形態・手段により，地政学的に優劣が検討されている。PWC「グリーン水素経済」によると，グリーン水素を安価に供給できるのは広大な未開拓地があり，再生可能エネルギーが豊富な国で，オーストラリア（国土のほとんどは乾燥地），サウジアラビア（石油を掘らなくても砂漠にソーラーパネルを設置可能），モロッコ（北アフリカの乾燥地の多い国），アイスランド（火山由来の地熱）などである。逆に，未利用地が少なく，人口密度が高く，再生可能資源が限られる国は，グリーン水素を輸入せざるを得ない。日本，ドイツがこれに当てはまる，との分析結果である。すでに日本はオーストラリアと，ドイツはモロッコと，グリーン水素供給の基本合意があるとのことであるが，2025年以降の急速なアメリカの化石資源への傾倒政策のせいで，再生可能資源の開発・運営がそれ以前に予想されていた化石資源供給減シナリオでの収益性判定であったために，今では赤信号，つまり，もうからなビジネスになりつつある。グリーン水素経済はここ数十年の歩みを一気に引き戻されており，今後の温暖化状況のさらなる加速化が懸念される。

石油の採掘では天然ガス（メタンが主成分）も同時に噴出することが一般的である。かつて気体の運送はコスト的に見合わなかったので，油田ではフレアが夜昼絶え間なく燃やされてきた。しかし，低温での液化天然ガス事業が，液化天然ガス輸送コンテナ船開発（長らく日本の誇る造船技術の一つであった）により収益性を持ち，今では天然ガスも広く世界中で利用されるに至っている。

しかし，天然ガスがすべて商業利用されているわけではない。小規模な油田ですでに枯渇し，採油を止めた油田や，試掘の跡などから夥しいメタンガスが排出されている実態を暴いたドキュメンタリー番組がある。NHK　BS世界のドキュメンタリー「ゴーストオブオイル　廃坑井が危ない」（2023年２月４日放送）である。石油を掘らなくなった廃坑井は世界中にあり，大規模な油田地帯では数えるのが難しいほどである。ドキュメンタリーはアメリカの話で，一応規制はあ

るものの，持ち主不明等できちんとした蓋の整備がなされず噴出し放し，という現状が報道された。これは報道の自由のあるアメリカでの話である。ロシアやサウジアラビアなどではこのような調査は不可能であろう。世界中で一体，どれくらいのメタンが廃坑井から大気へ排出されているのか？国立環境研究所（2020）によると，2008〜2017年の10年間でメタン排出が９％増加しているが，その原因は人為起源であるとしている。この調査報告では廃坑井の加担状況には言及がないが，メタン排出増加に石油関連産業が責任を負うことは明白ではないか。

このようなラディカルな問題は，他に紛争鉱物，AI・IT技術と青少年の脳の発達との関係，偽情報の蔓延とそれを助長する広告課金型ビジネスモデル，スマホ位置情報を利用した監視社会など，われわれが豊かになったはずなのに，いたちごっこのように湧いてくる。こうした産業に該当する企業が，どのようなCSR・サステナビリティ報告をしているのか，綿密なアカウンタビリティの履行を迫る必要がある。市民社会には監視する権利と義務がある以上，われわれが知らなかった，という訳には行かない。

5　まとめ

このように，これまで知られていなかった事実を見える化する，ということも，社会への大きな貢献となる。環境会計やMFCA，インパクト評価は，これまで見えていなかった環境経営や廃棄物コスト，企業と社会との関係を見える化してきた。インパクト評価・社会的利益計算には，測定者・報告者の主観的バイアスが入りこむ余地が大きくなると思われるが，それを糺すような取り組み：社会監査も今後は重要な論点となろう。既存の財務諸表監査を担ってきた監査法人が社会監査も担うこと，サステナビリティ報告を標準化してチェックしやすくすることはもちろん大切である。しかし，民主主義社会において専門家に任せきりにすることの弊害も，これまでにいくつも指摘され，論じられてきたところである。地道で時間はかかるかもしれないが，ステークホルダーとの対話，従業員や消費者，地域社会との関係も考慮すべきと思われる。

社会関連会計は，多様なステークホルダーをその会計実践の背景に持つので，既存の制度会計では持ちえない視点や気づきがあった。環境報告・CSRレポートの普及もありサステナビリティ報告が制度化されつつあるが，現状では財務的なステークホルダーに重心があり，他のステークホルダーにとって有益な進展かどうか，絶えず検討が必要と思われる。

注

1）　本稿では人的資本について，付加価値や労働分配については触れておらず，別の機会に検討したい。ただし，学会報告において，有価証券報告書で人件費の開示が見当たらない企業が存在する旨の発言をしてきたが，実際にはそうした企業の多くで人件費の開示があった点をこの場を借りて謝罪したい。トヨ

タ自動車は，連結損益計算書においては売上高・売上原価，販売費及び一般管理費のいずれにも，もし注記があったとして，そこに人件費という勘定科目・金額の開示はない。人件費や労務費という費用・原価に関する情報は損益計算書でしか分からない，と思い込んでも仕方ないので，人件費の開示はない，としてしまったのである。

しかし，連結財政状態計算書の，非流動負債→退職給付に係る負債の注記で，人件費が開示されている。下の事例は第121期（2024/04/01 - 2025/03/31）である。

注記23（９）人件費

2024年３月31日および2025年３月31日に終了した１年間において，連結損益計算書の「売上原価」および「販売費及び一般管理費」に含まれる人件費（退職後給付制度に係る費用を含む）は，それぞれ4,385,112百万円および4,794,497百万円です。

EDINET用語検索で，人件費で検索すればヒットしたのかもしれないが，注記の小見出しを「従業員給付」としている企業も多く，そうなると人件費ではヒットしない。また，連結での労務費＋人件費は分かるので，連結グループでの労働分配率・資本分配率の算定は可能となろう。ただし，トヨタのような親会社が事業会社である企業の製造原価明細書は，製造業では添付義務がなくなったので，親会社の労務費は不明で，人件費のみが分かり，これでは付加価値の計算はできない。具体的な付加価値の分配は，子会社ごとに労働組合または従業員代表と使用者側が交渉して賃金給与等を定めるので，子会社個々の情報が開示されなければ，どのように系列を価値が分配されて流れているのか，判明しない。

このように，貸借対照表の退職給付に係る負債の注記として，IFRS適用企業の何社が人件費を開示しているのか，現在調査中である。まとまり次第，学会等で報告したい。

２）　環境会計ガイドライン2005では，推定的効果について以下のように述べている。

（１）収益 実施した環境保全活動の結果，当期において実現した収益のうち，仮定的な計算に基づいて推計される収益です。例えば，環境保全目的の研究開発や環境保全投資の貢献による追加的収益額等のうち，当期において実現した部分が挙げられます。

（２）費用節減 実施した環境保全活動の結果，当期において発生が回避されると見込まれる費用のうち，仮定的な計算に基づいて推計される費用です。例えば，環境損傷を予防することによる損害賠償や修復のための費用の回避，企業価値の向上による資金調達コストの節約等のうち，当期において発生が回避されると見込まれた部分が挙げられます。

【解説54】推定的効果の意義 推定的効果を対象とすることにより，環境保全の取組が企業等の利益に貢献する可能性が広く示されますので，企業等が環境保全対策を進める上での判断の一助となります。

しかし，推定的効果の推計結果には不確実性が伴うので，不確実性を最小限に抑えるためには，根拠となる前提条件を十分に吟味し，明確にすることが必要です。

以上から，収益の推定的効果は，当期に実現した収益のうち，環境へ貢献して実現した部分を何％とするかという，実現収益の中での配分問題である。しかし，推定的効果の費用の方は，損害賠償・修復のために発生したかもしれないコストを当期に回避したとして推定的に金額化するので，こちらの方は社会的コスト発生を回避した金額を推定することになる。証憑書類がない点では従来の会計規範を超越してしるとも考えられる。損害賠償や環境損傷の修復は，完全に当期にのみ関わる事象とは言えないので，将来発生コストを予想して，現在の対応コストを説明・正当化するもの，と考えられる。東芝のサステナビリティのウェブサイト→ESG情報→環境マネジメント→環境データ→環境会計のページでは，これに該当するみなし効果についての記述が見られる。

３）　エーザイの従業員インパクト会計：人的資本効率については，Human Capital Report 2025　やウェ

ブサイト「従業員インパクト会計と人的投資効率」https://www.eisai.co.jp/sustainability/society/employee/impact/index.html　を参照されたい。なお，そこでは付加価値を使用した比率や分析は行われていない。

参考文献

Impact Management Platform(IMP)(2023) , The Imperative of Impact Management : Clarifying the Relationship Between Impacts, System-Wide Risk and Materiality. https://impactmanagementplatform.org/wp-content/uploads/2023/06/The-Imperative-for-Impact-Management.pdf

五十嵐剛志「インパクト会計の概要」　https://impact-consortium.fsa.go.jp/wp-content/uploads/2025/06/wg01_03_04.pdf

インパクトコンソーシアム（2025）https://impact-consortium.fsa.go.jp/wp-content/uploads/2025/06/wg01_03_04.pdf

エーザイ株式会社「価値創造レポート」2024（Eisai Value Creation Report 2024）。

NHK（2023)「ゴーストオブオイル　廃坑井があぶない」BS世界のドキュメンタリー。https://www.nhk.jp/p/wdoc/ts/88Z7X45XZY/episode/te/ZZVJXNGYZJ/　2023年2月４日放送

環境省環境会計ガイドライン2005年版 https://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2005.html

木下照嶽・小林麻里・中島照雄・湯田雅夫・石津寿恵，他編著『新版　現代会計：創造性/学際性/国際性』2004（平成１６）年１０月，創成社所収，第Ⅱ部市民生活会計―自己責任の確立―，冨増和彦「第６章　消費者」111~129頁。

経済産業省再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議（2023年６月６日）「水素基本戦略」。https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/suiso_seisaku/pdf/20230606_2.pdf

柴田英樹・梨岡英理子（2006）『進化する環境会計』中央経済社。

柴田英樹・梨岡英理子（2014）『進化するＣＳＲ・環境会計』中央経済社。

TCFDコンソーシアム（2022）https://tcfd-consortium.jp/pdf/news/22100501/TCFD_Guidance_3.0_J.pdf　2022年10月

東芝https://www.global.toshiba/jp/sustainability/corporate/environment/management/env-data.html
環境会計のページにおいて，みなし効果として次のように記載がある。
環境基準とACGIH-TLV（米国産業衛生専門家会議で定めた物質ごとの許容濃度）を基に，カドミウム換算した物質ごとの重みづけを行い，カドミウム公害の賠償費用を乗じて金額を算出。大気・水域・土壌などへの環境負荷の削減量を前年度比で示すとともに金額換算して表示することで，異なる環境負荷を同一の基準で比較することを可能にしている。

国立環境研究所（2020年８月６日）「メタンの人為放出はCO2より重要」。https://www.nies.go.jp/whatsnew/20200806/20200806.html
なお，2025年７月７日の日本経済新聞のリリースでは，国立環境研究所らのチームにより，2020～2022年の間に起こった地球規模の大気メタン濃度の「この急激な濃度上昇は，主に，熱帯から北半球低緯度(南緯15度から北緯35度)にかけての湿地や水田などの農業，埋立地などにおける微生物が起源のメタン放出が増加したことによって生じたことが分かりました。また，その中でも特に東南アジアや南アジアといったアジアの低緯度地域における影響が大きいと推定されました。」とある。メタンの排出源は農業・牧畜，温暖化による永久凍土の融解，熱帯雨林伐採に伴う乾燥化と山火事の増加等，いろい

ろな原因があり，産業革命以来の石油産業の関わりを分析することが待たれる。
https://www.nikkei.com/article/DGXZRSP693610_X00C25A7000000/?msockid=1e3542c49e4c6ad323024c889a4c6986
トヨタ自動車株式会社　（法人番号）1180301018771　S100VWVY：有価証券報告書 - 第121期（2024/04/01 - 2025/03/31）。
PWC「グリーン水素経済」。https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/green-hydrogen-cost.html#:~:text
水口剛「市場の功罪―サステナブルファイナンスとインパクト会計―」『社会関連会計研究』第36号（2024年11月）。
山上達人（1992）『現代企業の経営分析』第５版，白桃書房。

冨増　和彦（愛知大学経営学部）